

第五十八号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第三の款一の項中「若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を削り、同款二の項中「若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を削り、同款四の項中「若しくは第三十九条の九十八第九項」を削り、同部第十二の款四の項の次に次のように加える。

五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

認定を受けた長期優良住宅建築等計 十六万円
画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料
許可申請のとき。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一の部（同部第十二の款四の項の次に次のように加える部分を除く。）の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第三項第五

号イ及び第六号に規定する認定の申請に対する審査並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の九十八第九項に規定する認定の申請に対する審査については、前項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第三の項の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の改正等に伴い、住宅の容積率に関する特例の許可の申請に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。